

令和4年12月定例農業委員会

議 事 録

小城市農業委員会

小城市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年12月5日(月) 午後1時30分から午後2時21分
2. 開催場所 庁舎大会議室(A・B)
3. 出席委員

1番 野方俊彦	3番 下村啓子
4番 古賀義博	5番 西村新二
6番 松尾正人	7番 池田政孝
8番 深河文雄	9番 高塚和行
10番 三根祐喜	11番 野口浩美
12番 江里口勇	13番 中村津多子
14番 江里口泰信	
4. 欠席委員

2番 本村教昭

5. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名について
第2	第1号議案 農地法第3条による許可申請について
	第2号議案 農地法第5条による許可申請について
	第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
	第4号議案 農用地売渡等の希望申出について
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	岸川 齊	副局長兼庶務係長	真子 祐輝
------	------	----------	-------

7. 会議の概要

事務局	委員の皆様、お疲れさまです。それでは、ただいまから令和4年12月の定例農業委員会をお願いしたいと思います。
会長	初めに、江里口会長より挨拶をお願いいたします。 皆さんこんにちは。二、三日前から急に寒くなりまして、体調の管理がなかなか難しいような状況になっております。そんな中、麦まきもおおむね終了したというような状況の中で、この前ちょうどテレビを見よりましたら、西欧とか南アフリカ、それから中国が、大干ばつで食料が十分に穫れていないというような状況の中で、我が国も食料自給率が約3割ということで、認定農業者、大規模農家の方、それから集落営農組織挙げて日本の食料自給に貢献をしていただいておりますが、大規模農家の皆さん方とか集落営農組織ばかりでなく、やっぱり総力戦で、小規模農家の方たちも食料自給に貢献をしていただかにかんような時代になってきているのかなとつくづく思った次第です。 そんな中、米価は下がっておりますが、日本の国も高度な技術を持ちまして、米粉の開発ということで、めんとか米粉パンとか、そういうものの開発に力を注いでおるとテレビであってございました。やはり米は日本の主食でございまして、その活用を十分にさせていただくというのは本当に素晴らしいことだと思っております。 そんな中で、私たちも農業者として頑張っ、米価がもう少し上がるような努力をせにかんのかなと思った次第です。 今日は1号議案から4号議案までございますけど、皆様方の御協力を得てスムーズに進行させていただきたいと思ひます。よろしくお祈ひします。
事務局	ありがとうございました。 本日は、2番本村委員から欠席の連絡がありました。 出席委員は13名で、在任委員の過半数以上の出席がござひますので、小城市農業委員会会議規則第7条の規定により、この会議は成立していることを御報告いたします。
議長	それでは、小城市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は江里口会長にお祈ひいたします。 それでは、ただいまから令和4年12月の農業委員会を開会いたします。 早速ですが、議事に入ります。 まず、議事録署名委員の指名についてを議題とします。 本日の会議の議事録署名委員については、議席番号順となっておりますので、私のほうから御指名をさせていただきます。 6番松尾委員、7番池田委員にお祈ひいたします。 次に、第1号議案 農地法第3条による許可申請についてを議題とします。 申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。 議案書は1ページを御覧ください。 申請番号1について説明をいたします。 この案件につきましては、令和4年11月8日付で農地法第3条の規定による許可申請書を提出されておりましたが、11月29日に譲受人から申請を取り下げるとの申出がありましたので、報告をいたします。
事務局	次に、第2号議案 農地法第5条による許可申請についてを議題とします。 申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。 議案書は2ページを御覧ください。 本日の農地法第5条の許可申請の審議件数は7件でござひます。
議長	
事務局	

申請番号1について説明をいたします。

資料は11ページからとなります。

(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号1について事務局より説明)

この案件の場所は佐賀県農業協同組合野菜集出荷所北の三日月町本告地区にある農地で、転用目的は建売分譲住宅10棟でございます。

被害防除対策ですが、雨水は集水後に北側道路側溝へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に北側道路側溝へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は、鉄道の駅、船舶の発着場、県庁、市役所、町役場（これらの支所を含む）等からおおむね500メートル以内にある第2種農地ですが、周辺の他の土地に立地することが困難な場合であり、許可し得るものと判断しております。

なお、申請地はJR小城駅から約430メートルのところに位置しております。以上でございます。

この案件については13番中村委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

農地法第5条申請事前調査報告をいたします。

譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的は事務局の発表のとおりです。

調査事項、イ、申請目的及び位置の検討について、小城駅より430メートルぐらいのところ、周辺も住宅地であり、申請地を選定した理由は適当であると判断しました。

ロ、計画面積の検討について、利用計画図等により適当であると判断します。

ハ、実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実であると思えます。

ニ、被害防除施設・用排水の検討について、し尿及び生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、また、雨水排水についても北側側溝へ放流されることで、周辺農地への影響は少なく適当であると判断しました。

ホ、その他については特にありません。

御審議のほどよろしく申し上げます。

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いします。

申請番号2について説明をいたします。

資料は20ページからとなります。

(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号2について事務局より説明)

この案件の場所は小城町江里口地区を通る市道江里口線北にある農地で、転用目的は駐車場でございます。

被害防除対策ですが、雨水は自然流下により排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水の排水はありません。

議 長

13番

議 長

事務局

農地区分と許可基準ですが、農地区分は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地ですが、周辺の他の土地に立地することが困難な場合であり、許可し得るものと判断しております。

資料2 1 ページに始末書を添付しております。これは、令和3年7月豪雨の際に周辺農道へ流失した土砂を撤去し搬出するための用地が確保できなかったため、農地法に規定される手続を行わずに申請地へ土砂を搬入されたためです。

以上でございます。

議 長

この案件については1 2 番江里口勇委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

1 2 番

農地法第5条申請の事前調査報告をいたします。

ただいま申請者、申請農地、転用目的は事務局からの説明どおりでございます。

調査事項を報告します。

申請目的及び位置の検討については、転用目的により適当であると判断できる。

計画面積の検討について、土地利用計画図や検討目的により適当と判断できません。

実現確実性の判定について、隣接農地所有者や地元に事業計画の説明をしており、申請目的によって寄与されることは確実であります。

被害防除施設・用排水の検討について、申請地周辺の農地は河川と市道で囲まれており、また、雨水は自然流下で行います。周辺農地には全く影響がないと判断できます。

その他特記事項でございますけど、今まで農業関係の道路や市道に止められて非常に迷惑がかかっておりましたけど、今回申請の駐車場ということで、こういう農家の皆さんに迷惑はかけられないと思っております。

以上で報告を終わります。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

事務局

次に、申請番号3について事務局より議案の説明をお願いします。

申請番号3について説明をいたします。

資料は2 7 ページからとなります。

(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号3について事務局より説明)

この案件の場所は小城体育センター南の小城町畑田地区を通る市道黒原西小路線南にある農地で、転用目的は建売分譲住宅4棟でございます。

被害防除対策ですが、雨水は集水後に北側道路側溝へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に北側道路側溝へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設または公共施設もしくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね1 0 へクタール未満である第2種農地ですが、周辺の他の土地に

立地することが困難な場合であり、許可し得るものと判断しております。
以上でございます。

議 長

この案件については4番古賀委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

4 番

農地法第5条申請事前調査事項を報告いたします。

ナンバー1からナンバー4までは、事務局からの説明のとおりでございます。

5番の調査事項、イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当である。

ロ、計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できる。

ハ、実現確実性の判定について、地元に事業計画を説明されており、申請目的どおりに転用されることは確実である。

ニ、被害防除施設・用排水の検討について、土留工事を施工される。雨水は集水後に北側道路側溝へ排水。し尿及び生活排水は合併浄化槽で処理後に北側道路側溝に排出される。

ホ、その他の特記事項について、令和4年11月14日に説明を受け、確認しています。

令和4年12月5日、農業委員、古賀義博です。

御検討よろしく申し上げます。

議 長

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

事務局

次に、申請番号4について事務局より議案の説明をお願いします。

申請番号4について説明をいたします。

資料は33ページからとなります。

(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号4について事務局より説明)

この案件の場所は小城体育センター南の小城町畑田地区を通る市道黒原西小路線南にある農地で、転用目的は建売分譲住宅3棟でございます。

この場所については、先ほどの申請番号3の東側になります。

被害防除対策ですが、雨水は集水後に北側道路側溝へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に北側道路側溝へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設または公共施設もしくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満である第2種農地ですが、周辺の他の土地に立地することが困難な場合であり、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

議 長

この案件については4番古賀委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

4 番

農地法第5条申請事前調査事項を報告いたします。

ナンバー1からナンバー4までは、事務局の説明のとおりでございます。

5番、調査事項、イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当である。

ロ、計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できる。

ハ、実現確実性の判定について、地元に事業計画を説明されており、申請目的どおりに転用されることは確実である。

ニ、被害防除施設・用排水の検討について、土留工事を施工される。雨水は集水後に北側道路側溝へ排水。し尿及び生活排水は合併浄化槽で処理した後に北側道路側溝へ排出される。

ホ、その他の特記事項について、令和4年11月14日に説明を受け、確認しています。

令和4年12月5日、小城市農業委員、古賀です。

よろしく申し上げます。

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号4について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号4は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、申請番号5について事務局より議案の説明をお願いします。

申請番号5について説明をいたします。

資料は39ページからとなります。

(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号5について事務局より説明)

この案件の場所は国道203号北の小城町寺浦地区を通る市道宿鷲ノ原線南にある農地で、転用目的は一般住宅でございます。

被害防除対策ですが、雨水は集水後に東側道路側溝へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に東側道路側溝へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある第1種農地ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

議 長

この案件については4番古賀委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

4 番

農地法第5条申請事前調査報告を行います。

ナンバー1からナンバー4までは、事務局で説明のとおりでございます。

調査事項、イ、申請目的及び位置の検討につきまして、転用目的により申請地を選定した理由は適当である。

ロ、計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できる。

議 長	<p>ハ、実現確実性の判定について、地元で事業計画を説明されており、申請目的どおり転用されることは確実である。</p> <p>ニ、被害防除施設・用排水の検討について、土留工事を施工される。雨水は集水後に東側道路側溝へ排水。し尿及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に東側道路側溝へ排出される。</p> <p>ホ、その他の特記事項について、令和4年11月13日に説明を受け、確認しております。</p> <p>令和4年12月5日、農業委員、古賀。</p> <p>ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決します。申請番号5について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号5は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。</p>
事務局	<p>次に、申請番号6について事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>申請番号6について説明をいたします。</p> <p>資料は47ページからとなります。</p> <p>(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号6について事務局より説明)</p> <p>この案件の場所は県道天山公園線北の小城町小城中村地区を通る市道郷ノ木中村線南にある農地で、転用目的は太陽光発電設備でございます。</p> <p>被害防除対策ですが、雨水は自然流下により排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水の排水はありません。</p> <p>農地区分と許可基準ですが、農地区分は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地ですが、周辺の他の土地に立地することが困難な場合であり、許可し得るものと判断しております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>この案件については4番古賀委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。</p>
4 番	<p>農地法第5条申請事前調査事項を報告いたします。</p> <p>1番から4番までは事務局より説明されたとおりでございます。</p> <p>5番、調査事項、イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当である。</p> <p>ロ、計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できる。</p> <p>ハ、実現確実性の判定について、地元で事業計画を説明されており、申請目的どおりに転用されることは確実である。</p> <p>ニ、被害防除施設・用排水の検討について、現状のまま設置される。雨水は自然流下により排水。し尿及び生活排水は排水ありません。</p> <p>なお、隣接農地との境界に1.5メートル程度の緩衝地を設けられる。</p> <p>ホ、その他の特記事項について、令和4年11月14日に説明を受け、確認しております。</p>
議 長	<p>令和4年12月5日、小城市農業委員、古賀義博です。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。</p>

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号6について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号6は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、申請番号7について事務局より議案の説明をお願いします。

申請番号7について説明をいたします。

資料は59ページからとなります。

(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号7について事務局より説明)

この案件の場所はJR小城駅南の三日月町甘木地区を通る市道土生甘木2号線南にある農地で、転用目的は貸家住宅4棟でございます。

被害防除対策ですが、雨水は集水後に北側道路側溝へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は下水道へ排水されるため、周辺農地への影響はないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は、鉄道の駅、船舶の発着場からおおむね300メートル以内にある第3種農地であり、許可し得るものと判断しております。

なお、申請地はJR小城駅から約290メートルのところに位置しております。

以上でございます。

この案件については13番中村委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

農地法第5条申請事前調査報告事項を説明します。

譲渡人、譲受人、申請目的、転用目的は事務局の説明どおりです。

5、調査事項、イ、申請目的及び位置の検討については、小城駅より290メートルという位置にあり、周辺も住宅地で、申請地を選定された理由は適当であると思います。

ロ、計画面積の検討について、利用計画図等により適当であると判断します。

ハ、実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実であると思います。

ニ、被害防除施設・用排水の検討について、し尿及び生活雑排水は下水道に接続、雨水排水は溜枘及び側溝を新設され、既存の側溝へ接続されるとのこと。周辺に農地はなく、特に問題はないと思います。

ホ、その他の特記事項については、特にありませんでした。

よろしく御審議のほどお願いします。

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号7について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号7は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権設定についてを議題とします。

申請番号1から申請番号57まで一括して事務局より議案の説明をお願いしま

事務局

議長

13番

議長

事務局	<p>す。</p> <p>議案書は4ページから16ページまでを御覧ください。</p> <p>農用地利用集積計画の利用権設定について説明をいたします。</p> <p>本日の利用権設定の審議件数は、新規の利用権設定が95筆、利用権の再設定が82筆、合計で177筆、総面積は31万5,039平米でございます。</p> <p>今回の全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に掲げる全ての要件、すなわち、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められること、また、耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの要件を満たしていると判断しております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長 7番	<p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。</p> <p>番号7、6ページでございますけど、賃貸借とはなっておりますけど、賃借料はゼロと。使用貸借ではないんですね。</p>
事務局	<p>事務局からお答えいたします。</p> <p>今、御質問いただいた番号の12の7の件に関しましては、おっしゃるように賃借料がゼロ円となっているものの、賃貸借権設定というふうに記載をしております。この内容については確認をして、誤りがあれば当然訂正をして公告をしたいと思っております。そのことに関しても来月の委員会のときにお答えをさせていただきますので、よろしいでしょうか。申し訳ございません。</p>
7番 議長	<p>失礼いたしました。</p> <p>ほかにもございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。利用権設定について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号1から申請番号57までについては原案のとおり承認することに決定しました。</p>
事務局	<p>次に、第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の所有権移転についてを議題とします。</p> <p>申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>議案書は17ページを御覧ください。</p> <p>農用地利用集積計画の所有権移転について説明をいたします。</p> <p>本日の所有権移転の審議件数は3件でございます。</p> <p>申請番号1について説明をいたします。</p> <p>申請番号1、(土地の所在地、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、利用目的を読み上げる。)</p> <p>以上でございます。</p>
議長 5番	<p>この案件については、5番西村委員にあっせん経過の報告をお願いします。</p> <p>あっせん経過報告書、発表いたします。</p> <p>令和4年7月5日、定例農業委員会にてあっせん委員に指名される。</p> <p>次の日の7月6日、売手である〇〇様宅へ訪問して売却の意思を確認した。当該圃場周辺の農地の価格の相場は〇〇～〇〇万円と説明したら、希望は〇〇万円ですけど、〇〇万円でもよいということであります。</p> <p>7月7日、当圃場の小作者である〇〇様宅へ訪問して、売手である〇〇様の希望を</p>

議 長	<p>説明したら、面積全体を総額で〇〇〇万円での購入を希望でありました。</p> <p>次の7月9日、売手である〇〇様宅へ訪問して買手の希望を説明したら、〇〇〇万円までということでありました。その旨、買手の〇〇様へ報告したら、それで承諾されました。これをもって売り買いは成立しております。</p> <p>そして、今後の日程等の詳細は事務局より連絡がある旨を伝えております。</p> <p>以上で報告を終わります。御審議のほどお願いします。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、申請番号2に移りますが、今、事務局が席を外しておりますので、しばらくお待ちください。</p>
事務局	<p>次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>申請番号2について説明をいたします。</p> <p>申請番号2、(土地の所在地、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、利用目的を読み上げる。)</p>
議 長 8 番	<p>以上でございます。</p> <p>この案件については8番深河委員があっせんをさせていただいておりますので、あっせんの報告をいたします。</p> <p>あっせん報告書。</p> <p>令和4年9月議案、売買。総面積は6,051平米です。</p> <p>9月5日、9月の定例農業委員会であっせん委員に指名される。</p> <p>9月6日、所有者の代理人〇〇行政書士に電話で条件を確認する。</p> <p>9月7日、小作をしている〇〇氏に会い、あっせん申請が出ていることを説明する。〇〇氏から、売主の提示額10アール当たり〇〇万円で買受けしたいとの回答を受ける。</p> <p>10月5日、〇〇氏と会い、再度、金額や耕作状況の確認をする。</p> <p>10月6日、所有者の代理人に電話をし、10アール〇〇万円であっせんが成立したことを伝える。</p>
議 長	<p>なお、引水に支障のある圃場であるため、売買価格は相場の価格よりやや低い旨を説明し、所有者本人も承諾されました。</p> <p>以上です。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
事務局	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、申請番号3について事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>申請番号3について説明をいたします。</p> <p>申請番号3、(土地の所在地、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、利用目的を読み上げる。)</p> <p>以上でございます。</p>

議 長 5 番	<p>この案件につきましては、5番西村委員にあっせん報告をお願いします。 売買のあっせん経過報告をいたします。 面積が約4反6畝。 令和4年10月5日、定例農業委員会にてあっせん委員に指名される。 10月6日、売主である〇〇様宅へ訪問し、売却の意思を確認しました。価格については任せるとのことでありました。 10月6日、以前この地区の農地を購入してもよいとの話をされていた〇〇〇〇〇〇さんを訪問して購入の意思を問うたところ、反当たり〇〇〇万円で買うということでした。 10月7日、早速、売主である〇〇様宅へ再度訪問してそれを伝えたら、承諾されました。 これで売り買いは成立しましたので、今後の手続は事務局より連絡がある旨を伝えております。 なお、今後の耕作については双方に調整をいたしております。 以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、第4号議案 農用地売渡等の希望申出についての売渡希望についてを議題とします。</p>
事務局	<p>申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。 議案書は18ページを御覧ください。 農用地売渡等の希望申出の売渡希望について説明をいたします。 本日の売渡希望の審議件数は4件でございます。 資料は65ページからとなります。 申請番号1について説明をいたします。 申請番号1、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)</p>
議 長	<p>以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手)</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いします。 申請番号2について説明をいたします。 申請番号2、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)</p>
議 長	<p>以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし)</p>

ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、申請番号3について事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

申請番号3について説明をいたします。

申請番号3、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)

以上でございます。

議長

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、申請番号4について事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

申請番号4について説明をいたします。

申請番号4、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)

以上でございます。

議長

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号4について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号4は原案のとおり承認することに決定しました。

ほかに皆さん方の中から何かございましたらよろしくお願いします。

(なし)

ないようですので、次回日程等の連絡について事務局よりお願いします。

事務局

次回日程等ですが、今月の農地転用現地調査日を12月26日月曜日、午後1時30分から西館2-6会議室にお集まりをいただきたいと思います。

1月の定例農業委員会の日時、場所ですが、1月5日木曜日、午後1時30分から、ここ西館大会議室となります。

以上でございます。

議長

以上をもちまして12月の農業委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでございました。

本議事録が正当であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名委員

署名委員